

ふれあいいいききサロン事業 実施上の留意事項

社会福祉
法人 五所川原市社会福祉協議会

- (1) 必要に応じ、赤い羽根共同募金の配分金を活用した社会福祉協議会からの助成金であることをチラシ等に記載するなどして、住民へ周知を図って下さい。
- (2) 年度末に、「実施報告書」、「領収書またはレシートの原本」の提出をお願いします。また、活動状況のわかる写真があれば添付して下さい。(デジタルカメラで撮影したデータ、使い捨てカメラで撮影した写真等で構いません)
- (3) 事業実施にあたっては個人情報の取扱いに留意し、写真等の撮影に関しては事前の承諾を得て下さい。
- (4) 自動販売機等から商品を購入し、領収書が発行されない場合は、サロン代表者が証明する「支払証明書」を添付して下さい。(下記の例を参考に作成して下さい)

支 払 証 明 書 (例)
令和〇〇年〇〇月〇〇日
¥ 1, 000円
但し、〇〇月〇〇日、お茶代として(自動販売機より)
〇〇〇〇いきいきサロン 代 表 〇〇 〇〇 印

※手書き、用紙の大きさは問いません。

- (5) 万が一の事故に備え、実施団体において、本事業助成金を活用し、ボランティア行事用保険への加入手続きをして下さい。

※ ボランティア行事用保険(サロン全体に掛ける保険)

保険種類	保険料(1名につき)	最低保険料
Cプラン(日帰りのみ)	1日 28円	560円~

- ボランティア保険の加入手続き、保険事故発生報告等は、社協地域福祉課までお願いします。
- 1枚の申込用紙で、最大5回分のサロン行事にかけることができます。

- (6) サロン開催にあたり、他団体との交流会の実施、必要な物品の貸出、関係機関との連絡調整、事業の広報・周知に関する事、職員の派遣等を行いますので、社協までご相談下さい。